

厚生労働大臣が定める揭示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

以下の施設基準に適合している旨、四国厚生支局に届出を行っています。

- 機能強化加算
- 外来感染対策向上加算
- 連携強化加算
- 医療DX推進体制整備加算
- 時間外対応加算 1
- 地域包括診療加算
地域包括診療加算の区分：地域 包括診療加算 2
- 別添 1 の「第 9」の 1 の(3)に規定する在宅療養支援診療所
- 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- 小児食物アレルギー負荷検査
- 外来後発医薬品使用体制加算
- 外来・在宅ベースアップ評価料（I）

（2025 年 11 月 4 日時点）

届出内容補足

■一般名処方加算について

後発医薬品があるお薬については、患者様へご説明の上、商品名ではなく一般名処方（有効成分の名称で処方すること）を行う場合があります。

これにより、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

■医療情報取得加算について

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しています。当院を受診された患者様の診療情報（受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報）を取得、活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いします。

■情報通信機器を用いた診療について

当院は、情報通信機器を用いた診療を行っています。

- ・初診は原則として対面での診療を行う必要がございます。
- ・情報通信機器を用いた診療の初診において、向精神薬の処方はいりません。
- ・情報通信機器を用いた診療が受けられるかについては、担当の医師とご相談ください。

■機能強化加算について

当院は「かかりつけ医」として、必要に応じて次のような取組を行っています

- ・健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます。必要に応じて専門医や専門医療機関のご紹介をします。
- ・介護・保健・福祉サービスの利用に関するご相談に応じます。
- ・体調不良時における夜間・休日の問い合わせへの対応を行なっています。
- ・受診している他の医療機関と処方されているお薬を伺い、必要なお薬の管理を行います。

■外来感染対策向上加算・外来感染対策について

当院では、外来感染対策向上加算の施設基準の届出をしています。

これは、外来における感染防止対策の実施と感染症患者を適切に診療する体制の整備を診療報酬として評価するものです。

・当院では、患者様やご家族、院内の職員、来院者などに対し、感染症の危険から守るため、感染防止対策等に積極的に取り組んでいます。

・当院外来において、受診歴の有無に関わらず、発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者様の受入れを行います。

■医療 DX 推進体制整備について

医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療をおこなっています。

■時間外対応加算 1 について

診療所を継続的に受診している患者からの電話等による問い合わせに対し、原則として当該診療所において、常時対応できる体制を取っています。

■地域包括診療加算について

当院は地域において包括的な診療を担う医療機関であり、生活習慣病や認知症等に対する治療、初診時より専門医療機関への受診の要否判断等、「かかりつけ医」として患者様の健康管理を行います。

そのため、健康相談及び予防接種に関する相談が可能です。介護支援専門員及び相談支援専門員との連携を強化し相談には適切に対応しています。

また、患者様の状態に応じ、28 日以上の処方箋の発行などに対応しています。

■在宅療養支援診療所・在宅時医学総合管理料について

在宅で療養する患者様を対象に、緊急時の連絡体制及び 24 時間往診・訪問看護ができる体制等を確保しています。機能強化型（連携型）在宅療養支援診療所の点数を算定します。

■小児食物アレルギー負荷検査について

当院では、16 歳未満の患者様に対して、問診および血液検査などから食物アレルギーが強く疑われる場合、小児食物アレルギー負荷検査を行うクリニックとしての届出を行っています。

食物アレルギー負荷検査の危険性、必要性、検査方法およびその他の留意事項について、患者様やご家族に対して文書により説明を行っています。また、急変時の緊急事態に対応するための体制、その他の当該検査を行うための体制を整えています。

■外来後発医薬品使用体制加算について

現在、一部の医薬品の供給が不安定な状況が続いています。そのため、当院では、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

医薬品の供給不足などが生じた場合、状況に応じて患者様へお渡しする医薬品が変更となる可能性がございますが、当院では適切に対応ができる体制を整備しています。

■外来・在宅ベースアップ評価料について

産業全体で賃上げが進む中、医療現場で働く職員の賃上げを行い、人材確保に努め、良質な医療提供を続けることができるようにするための取り組みが令和6年6月から開始されました。

当院では、ベースアップ評価料を届出し算定しています。これにより、患者様の診療費のご負担が上がる場合があります。ご理解とご協力をお願いいたします。

匿名加工情報の作成と提供に関する公表

森内科・循環器・こどもクリニック
院長 森 富茂

当院は、医療の質向上、学術研究及び、公衆衛生の向上に役立てる取り組みの一環として、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」といいます。）に基づき、匿名加工情報（個人情報保護法が定める適正な措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいいます。）を作成し、第三者への提供を行っています。

「当院が作成した匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目」及び「第三者提供をする匿名加工情報に関する事項」は以下のとおりです。

1 当院が作成した匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目

- 性別、年齢
 - 医用画像
 - 問診情報、臨床所見、検査結果（医療機器処理上の内部データを含みます。）その他クラウド上に記載された所見・診断結果等
- *氏名、住所、電話番号、保険者番号などの個人情報は一切含みません。

2 第三者提供をする匿名加工情報に関する事項

（1）第三者に提供する匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目

- 性別、年齢
 - 医用画像
 - 問診情報、臨床所見、検査結果（医療機器処理上の内部データを含みます。）その他クラウド上に記載された所見・診断結果等
- *氏名、住所、電話番号、保険者番号などの個人情報は一切含みません。

（2）匿名加工情報の提供方法

- 認証、認可等の機能を有し、通信経路が暗号化されているファイルストレージにより送付

以 上

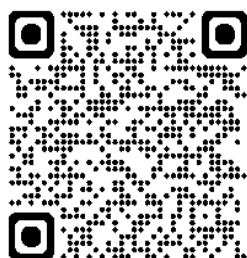
令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方希望される場合は、
特別の料金をお支払いいただきます。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用を
お願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします

特別の料金の計算方法

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当を特別の料金としてお支払いいただきます。

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1である10円を、通常の1～3割の患者負担とは別にお支払いいただきます。



※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。

※端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。

※後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。

※薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。

Q&A

Q1. すべての先発医薬品が「特別の料金」を支払う対象となりますか。

A. いわゆる長期収載品（ちょうきしゅうさいひん）と呼ばれる、同じ成分の後発医薬品がある先発医薬品が対象となります。

Q2. なぜ「特別の料金」を支払わなくてはいけないのですか。

A. みなさまの保険料や税金でまかなわれる医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、国は、価格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。そのため、医療上の必要性がある場合等を除き、より価格の高い一部の先発医薬品を希望される場合には、「特別の料金」として、ご負担をお願いすることとなりました。これにより、医療機関・薬局の収入が増えるわけではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されますので、ご理解とご協力をお願いします。

Q3. どのような場合に「特別の料金」を支払うことになりますか。

A. 例えば、“使用感”や“味”など、お薬の有効性に関係のない理由で先発医薬品を希望する場合に「特別の料金」をご負担いただきます。過去に当該後発医薬品において副作用が出たことがある場合等は、医師、歯科医師、薬剤師等にご相談ください。

Q4. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には「特別の料金」が発生しますか。

A. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には、「特別の料金」を支払う必要はありません。